

令和3年度

第6回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

農地係長 丸山 美咲、副主幹 小林 満明、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美

7 会議の概要

議長 ただ今から、令和3年度第6回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日5番大塚師輝委員、11番鈴木長一委員出席委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

7番佐藤操委員、8番白岩正行にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。なお、会議録の作成にあたり、マイクが届いてからのご発言に、ご協力をお願いいたします。それでは、最初に議案第36号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 **【議案第36号朗読】**

申請は2ページ、3ページに記載のとおり9件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号47番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことでした。

7番 職員から説明がありました整理番号47番の1件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 2班です。整理番号48番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は、経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことでした。整理番号49番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。売買による所有権の移転です。譲り受ける法人は、昭和47年に設立され、主な事業は、キャベツ等の育種、種子の採取事業です。申請事由ですが、この法人は以前から、今回譲渡人である、法人代表者が所有する農地において事業を行っていましたが、

事業の継続性を確保するため、農地を個人所有から法人所有に移行したく、申請に及びました。なお、当該法人は、農地所有適格法人の要件を満たしており、経営内容についても変更するものではありません。整理番号50番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田です。売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は、経営規模を拡大するため、譲渡人は、農業を廃止するにあたり要望に応えるとのことです。この案件は、第4回総会において、3条許可申請したものと関連し、今回譲渡しする農地には、賃借権が残っていたため、合意解約したのち申請に及びました。この申請により、譲渡人の農地は、すべて譲受人の農地に含まれることとなります。整理番号51番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は隣接農地の所有者で、経営規模を拡大するため、譲渡人は、相続により農地を取得したものの遠方に居住し、長年にわたり耕作放棄地となっており、耕作者を探していたところ、今回、話がまとまり、申請に及びました。

8 番 職員から説明がありました整理番号48番から整理番号51番の4件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。

事務局 3班です。整理番号52番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は農業廃止するというので、話がまとまり申請に及んだものです。整理番号53番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は新規で農地を取得し、譲渡人は要望に応えるとのことです。本案件については、先月の令和3年度8月総会、議案第35号でご審議いただきました、農業委員会が定める別段の面積の決定について個別で下限面積を設定した案件に関連する申請です。

3 番 職員から説明がありました整理番号52番、整理番号53番については、3班としては許可相当と判断しました。

事務局 4班です。整理番号54番、55番は同一案件のため、併せて説明させていただきます。駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、お互い隣接する農地の境界のなりを整えるため、交換による所有権移転をするものです。

2 番 職員から説明がありました整理番号54番、55番の2件について、4班としては許可相当と判断しました。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第36号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第36号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第37号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第37号朗読】**

申請は5ページ、6ページに記載のとおり7件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 1班です。整理番号42番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請者は清水区で製缶板金業の事業を営んでおりますが、現在の工場が手狭になり本社事務所と工場を集約し、規模拡張の用地を探していたところ、所有者と話がまとまり、申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号43番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長と共に手狭になり所有者に相談したところ、住宅敷地の一部として建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号44番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家住まいをしているが結婚の予定があり、手狭になったため両親に相談したところ、父親姉弟所有の土地を借り住宅を建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。

7 番 職員から説明がありました整理番号43番、44番の2件については、1班としては許可相当と判断しました。整理番号42番につきましては、地区審査会で

現地及び聞き取り調査を行いましたので、報告します。はじめに、会社の事業内容について確認しました。現在、地元の自動車部品メーカーの組立ラインなどの組立機械や検査機の専用装置の設計製作を手掛けており、設計から部品加工・組立・施工納品まで自社で一括管理し、低コスト・工期削減を進め、溶接板金・機械加工・専用機械設計作製等の金属加工として操業しているとのこと。施設としては、清水区に本社事務所と離れた箇所にある工場の二箇所で行っており、従業員数は、28名です。申請の経緯ですが、現在、借地であり自社の拡張もしたく、本社事務所と工場の集約をしたいため申請に至ったそうです。周囲の所有者、地元部農会、町内会等への事前説明会を令和3年7月21日に行い、了承を得ているとのこと。被害防除の点については、フェンス設置、周辺の道路整備をするとのこと。以上のことから、整理番号42番についても、1班としては、許可相当と判断しました。

事務局

2班です。整理番号45番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。この案件は、前回、総会前の聞き取り調査を行った結果、一旦取下げとなった案件です。前回の聞き取り調査の際、意見のあった事業実施の確実性に係る収支見込みについて、計画書に添付し、再度申請するものです。申請事由ですが、申請法人は、不動産関連の諸事業を主な業務としておりましたが、地域貢献を兼ね防災及びアウトドア関係にも業務を拡大することとなり、用地を探していたところ、当該農地を管理する破産管財人と話しがまとまり、申請に及んだものです。農地区分は、都市的整備がなされた区域にある農地、第3種農地です。被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われます。また、地域貢献ということで、地元自治会長にも説明済みとのこと。他市にこのような転用事例がないか調査しましたが、参考となるような事例はありませんでした。なお、当該農地は、インターチェンジを中心とした、まちづくり計画のグランドデザインの交流施設エリアにあり、来年度には市街化区域に編入され、区画整理事業が進められる予定になっています。この案件につきましては、立地基準については第3種農地ということで問題ありませんが、一般基準に照らし合わせて許可相当かどうか、地区審査会において聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から説明があります。整理番号46番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、賃借人はいちご狩り観光農園を営んでおりましたが、組合の解散により、共同利用していた駐車場が無くなってしまいました。そのため、自前

で農園利用者の駐車場を用意しましたが、必要な台数分に満たなく、今回、必要台数分を確保したく、既存の駐車場の隣地の所有者である賃貸人に相談したところ、話しがまとまり申請に及んだものです。農地区分は、農用地です。農業用施設用地と言うことで、農用地利用計画が変更されています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

- 8 番 職員から説明がありました整理番号45番、駿河区の案件につきましては、改めて聞き取り調査を実施しましたので、その内容をご報告いたします。転用目的が災害時野外避難生活実習場ということで、あまり馴染みのない転用目的だったため、そのことを理解することから話を伺いました。当該農地は、破産管財人が管理している土地であり、売却処分を予定しているとのことでした。防災及びアウトドア関連事業の用地を探していた不動産業者との話しがまとまり申請に及びました。この事業は、防災、アウトドア関連の体験会への機器の提供、展示を専門会社に、体験指導をボウイスカウト等に、協力を依頼し、月1、2回程度実施しを予定しています。そして、地域貢献とともに、体験会の参加者から得た情報に関連グッズ等の開発、販売に結び付けていきたいというものです。収支関係ですが、事業開始初年度の収入は無く、年間100万円程度の運営費を本業から繰り入れることとし、2年目以降、体験会の参加費、グッズ販売により徐々に収入を得て、3年目以降から黒字に転じ、5年間で、投資した運営費を回収する収支計画書が添付されています。法人の履歴事項全部証明書の目的欄に防災並びにアウトドア関連事業等が明記されており、事業計画、資金状況等も提示されていることから、2班としては許可相当と判断しました。なお、今後の転用状況、事業実施状況を注視していくことが必要と思われます。整理番号46番につきましても、2班としては許可相当と判断しました。

- 事務局 3班です。整理番号47番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、使用借人は現在県外の借家で、家族3人で居住しているが、静岡市での生活を希望しているため、土地所有者である親と話しがまとまり、申請に及びました。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号48番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、使用借人は現在駿河区の借家で、家族3人で居住しているが、子どもの成長及び近

く家族が2人増え5人となることに伴い、現在の住居では手狭であるため、土地所有者である祖母と話がまとまり、申請に及びました。農地区分は第1種農地と判断され、不許可の例外のにじみ出しに該当します。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

3 番 職員から説明がありました整理番号47番、48番については、3班としては許可相当と判断しました。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 整理番号45番の件についてですが、この事業が拡充されているか確認していくということですが、いずれにしても申請地が市街化区域になることから、確認していくということも大事であるが、当初の申請の意図と違ったことを実施することも十分考えられます。5年で採算を合うようにしていくと5年間はやっていくということで申請してきたということですが、事実上他市でも例のないようなことの先例を作るということになります。ここは市街化区域になるということをやむを得ないのかと考えています。他に理由がなかったのかと思います。この事業を進めて行く信憑性、確実性があるかどうか疑問視されます。市街化区域になった時点で農業委員会として、当初の転用目的を注視していく必要があるのかどうか。市街化区域になると転用したものの経過をみていくこともどうか、伺いたい。

事 務 局 農地法ですと転用後3か月で事業の進捗状況を提出することになっています。その後1年ごと、転用が完了するまで報告することになっています。そのような方法で、本件に関わらずすべての案件について事務局は確認しています。報告書等を提出してもらうことで確認していきます。市街化区域になった場合、転用をされた場合、農地ではなくなるため農業委員会としては関係がなくなってしまう。その後、どの様なものに変更されていく可能性があるかということについては、規制としては都市計画法により規制されることとなります。

3 番 今後、農業委員会として、市街化区域になっても続けて確認していくかということについて、伺いたい。

事 務 局 報告書を提出することになっていますので、転用内容のとおり転用がされているか、完了届を提出されたところで農業委員会としては終了することとなります。

3 番 許可はやむを得ないと考えますが、これが前例ということになれば、これから、

事業を継続してやっていけるのかという確認をしていかなければならないと。今回は提出依頼を受けて出してきたが、申請を受け付ける時にもう少し内容を聞く必要があるのかと思います。今後新しい事案については農業委員会として基準を定めて欲しいと思います。

事務局 転用時は立地基準、一般基準に照らし合わせていきます。今回の場合は第3種農地であり転用は可能という場所になります。第1種、第2種である場合にはその際に検討していきたいと考えています。新しい形の転用がでてきた場合には、継続性ということもあるが、過去を含めた収支計画などは求めておりませんが、総合的に事業を把握して、確実性、継続性の有無については確認していきます。

3 番 整理番号42番ですが、工場、事務所1棟と露天駐車場となっておりますが、ここは都市計画法上、工場及び事務所が建てられる場所なのかお聞きしたい。それと工場及び事務所の位置をお聞きしたい。

事務局 申請地は市街化調整区域になりますので、開発指導課等の手続きにより建築の許可をとっています。工場と事務所の位置については、お手元の図面をご覧ください。市道が入っています。その市道は付け替える形で一体利用することとなっています。工場と事務所は一体で造りますので、図面上の点線で書かれているビニールハウスの跡地の位置辺りに工場と事務所を建てます。

3 番 道路の付け替えがあると開発行為になるので開発指導課で受付しており、開発行為と同時許可でよいですか。

事務局 そのとおりです。同時進行で開発行為の許可を申請中です。農業委員会も立会いをしており、間違いありません。説明会についても先ほどの報告のとおり実施されているということです。

10番 整理番号45番、譲受人も会社を経営しており、酷いことはしないであろうとの判断をせざるを得ないと思います。市街化区域になるということで事業が行われているかどうかという調査の実施の必要性については意見の分かれるところではあります。班長は調査していきましようとのことでしたが、事業者の信用性が高いということでも、何年かには調査をしていただき、その事業者は間違いのないということが分かるような形にもっていくということがよいのではないかと思います。もし変なことをするようなら次回は厳しく審査をしないといけないと思うので、何年かに1回は調査をしていただきたいと思います。

議 長 調査をするということでしょうか。

事 務 局 決められた報告書はありますが、それ以外でも農業委員、推進委員で確認していきたいと思います。

議 長 発言もないようですので、議案第37号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第37号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第38号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第38号朗読】**

申請は8ページに記載のとおりです2件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 3班です。整理番号11番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、平成10年より耕作されない状態が続いた事で現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いた事で森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和3年8月30日に、地区担当委員の立会いのもと航空写真等を確認していただきました。

3 番 職員から説明がありました整理番号11番については、3班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事 務 局 4班です。整理番号12番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。こちらの案件ですが、証明基準2建築物が設置されている土地に該当します。令和3年8月30日に、地区担当委員に確認していただきました。

2 番 職員から説明がありました1件については、4班としては承認することと判断しました。

議 長 ただいまの議案第38号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第38号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第38号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第39号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第39号朗読】**

申出は10ページに記載のとおりです6件でございます。

事務局

それでは、説明いたします。整理番号23番です。こちらの生産緑地は平成20年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約60日農作業に従事していました。8月20日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号24番です。こちらの生産緑地は平成17年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約200日農作業に従事していました。8月25日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号25番です。こちらの生産緑地は平成23年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約300日農作業に従事していました。8月25日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号26番です。こちらの生産緑地は平成31年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約250日農作業に従事していました。8月25日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号27番です。こちらの生産緑地は令和2年及び平成18年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約150日農作業に従事していました。8月24日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号28番です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約150日農作業に従事していました。8月25日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。

議長

ただいまの議案第39号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

発言もないようですので、議案第39号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長

議案第39号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第40号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案第40号朗読】

別段の面積案は12ページに記載のとおりでございます。

事務局

中山間地域の空き家バンクを利用した農地の下限面積の緩和制度を利用した5件目の事例となります。申請者は中山間地域空き家情報バンクで登録された葵区の住宅を購入し、県内から転居をする予定です。議案書12ページに記載のとおり今回住宅の隣接地の農地11筆については今後、漆の他、野菜の栽培を予定しています。当該地区の下限面積は30aであります。今回の申請により記載の

とおり下限面積を一筆ごとその筆の面積に下げます。11筆の合計は15.3461aになります。なお、この決定を受け、10月以降の総会議案として農地法第3条第1項の規定による許可申請がされることになります。

議長 　　ただいまの議案第40号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　発言もないようですので、議案第40号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 　　議案第40号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第41号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 　　【議案第41号朗読】

　　要望書案は別冊のとおりでございます。

事務局 　　お手元に、静岡市農業施策に関する要望書と書かれているホチキス止めの別冊をご用意ください。要望書については、9月30日に提出予定です。内容につきましては農政対策委員長よりご説明いたします。

7番 　　それでは、ご説明いたします。要望書の作成については、6月17日開催の地域別農業対策協議会で検討していただいた案をもとに、7月29日と8月17日に開催の農政対策委員会で、さらにそれを精査して、今回の市への要望として検討しました。お手元の別冊、2ページをご覧ください。1新規就農の促進について要望します。本年度公表された2020年農林業センサスでは、農家数の減少が顕著な結果となっており、これを受け、国は、半農半X等の専業にこだわらない多様な担い手の創出が必要との見解を示しております。多様な担い手の創出において、農業を志向する者が参入しやすい体制の整備、具体的には技術習得のための研修機会の拡大や農地貸借の円滑化が必要であります。半農半X等の専業にこだわらない、多様な担い手を含めた新規就農者の支援体制の拡充、整備を要望します。同じく2ページをご覧ください。2都市農業の振興について要望します。国は、平成27年4月に都市農業振興基本法を制定し、翌年5月策定した都市農業振興基本計画において、計画的に都市農地の保全を誘導する施策の方向性が示されたことを受け、本市では、平成29年度に策定した静岡市都市農業振興基本計画に基づき、都市農業の振興に取り組んでおります。しかしながら、農地所有者の高齢化による維持管理が困難な市街化区域内農地が増えております。周辺環境が基本計画策定当時から変化しており、実態を踏まえた検証が必要な時期と考

えます。市街化区域内農地を保全するために必要な措置等、新たな指針の策定を要望します。3ページをご覧ください。3農作物の盗難防止対策の推進について要望します。近年、全国的に農作物の盗難被害が拡大しており、本市も例外ではありません。丹精込めて育てた農作物が、収穫間近で盗まれてしまうことは、単に経済的ダメージのみに止まらず、生産意欲の減退に繋がりがねません。農作物の盗難を防止するための対策、具体的には、定点カメラ、センサーライト等の設置や盗難防止、抑制のための啓発活動の対応が必要と考えております。農作物盗難被害の減少に向けたハード、ソフト両面での支援を要望します。同じく3ページをご覧ください。4お茶の振興について要望します。総務省の令和2年の家計調査では、一世帯当たりのリーフ茶消費、リーフ茶年間支出金額とも増加し、また緑茶の飲用に関する意識・意向調査では、18～29歳の年代の方々は、茶葉から淹れた緑茶の飲用頻度が伸びているとの報告があります。主な要因として、新型コロナウイルス禍の巣ごもり需要と分析されておりますが、このような消費状況を今後も継続させていくことが重要と考えております。若者をターゲットに、消費、購入機会の創出に結びつけるための情報発信等、お茶の消費拡大のための取組の強化を要望します。併せて、現在実施している製茶加工施設機械整備事業は、産地供給体制の存続には不可欠な事業であることから、必要な予算を確保し、継続して実施することを要望します。4ページをご覧ください。5基盤整備の推進について要望します。現在、県と連携し実施している大規模基盤整備については、新規実施地区の採択も含め、継続的な推進を要望します。更に、本市では山間傾斜地の農地が多いため、省力化や機械化を進めていくためには、小規模基盤整備、30アールから50アール程度が必要と考えております。既存の道路に隣接する農地の簡易基盤整備の実施について、前向きな検討を要望します。同じく4ページをご覧ください。6有害鳥獣対策の推進について要望します。現在、市が実施する野生鳥獣対策被害防除事業補助金及び有害鳥獣捕獲報償金につきましては、地域の有害鳥獣対策において、不可欠な事業であることから、必要な予算を確保し、継続して実施することを要望します。更に、近年、捕獲報償金の対象ではないアナグマによる農作物被害が拡大していることから、農作物被害の実態を鑑み、捕獲報償金対象鳥獣の拡大についても併せて要望します。以上が、要望書案の説明になります。よろしくお願いたします。

議長

ただいまの議案第41号について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 6 番 新規就農の促進ということで、半農半X等の専業に拘らない多様な新規就農者の増加を要望するという事なのだと思いますが、これを行うと2025年の農林業センサスでは農家数は増加するという事になりますか。

事務局 現在の農家の状況は高齢化となっているので、今の状況だと先細り感が非常に強く、2020年、2015年の農林業センサスの数字を見ても約2割減まできているという状況になっています。このままの趨勢でいきますとまた更に落ち込んでいき、恐らく4,500ぐらいをちょっと下回る傾向になってきてしまうのではないかと推定値もでています。半農半Xを踏まえて多様な担い手を入れることによって、増加に転じるころまではいかないが、減少を抑制するところを狙っていきたいと考えています。

1 6 番 農家数の産出ということにはなるということですか。

事務局 農家を増やすということで、農家の産出ということでよいと思います。

議長 半農半Xはどの程度農業を行えば半農半Xというのですか。

事務局 国の基準においてもどこまでが半農半Xという基準は示されておりませんが、イメージとしては他の仕事に就きながら週末は農業に従事するなど、半農半Xになるのではないかと理解しています。

議長 発言もないようですので、議案第41号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第41号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告事項に入ります。報告第22号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第22号朗読】

通知は15ページの3件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

事務局 整理番号41番と42番は同一の案件です。耕作者が傷病により農作業が困難な状況になったため、合意解約しました。整理番号43番は、賃借人が高齢で耕作が困難となり、経営規模縮小のため、合意解約しました。

議長 ただいまの報告第22号について、発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、報告第22号を終わります。次に、報告第23号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長

【報告第23号朗読】

届出は17ページから21ページの39件がございました。その内訳は、4条の転用が8件、5条の転用が31件です。5条の転用の内訳としましては、所有権移転が30件、使用貸借による権利の設定が1件でございます。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長

ただいまの報告第23号について、発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、報告第23号を終わります。次に、報告第24号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長

【報告第24号朗読】

届出は23ページから24ページの22件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長

ただいまの報告第24号について、発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、報告第24号を終わります。次に、報告第25号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長

【報告第25号朗読】

申出は26ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。

事務局

こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号5番は、8月6日、農業委員と現地確認を行いました。以上1件、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、8月20日に適格者証明を交付しました。

議長

ただいまの報告第25号について、発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、報告第25号を終わります。

以上をもちまして、第6回静岡市農業委員会総会を閉会いたします。